

総目次

第一章 児童福祉

児童憲章(昭二六・五・五)……………	九	児童福祉法施行規則(昭三三厚令一)	一六五	児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準(平二一厚労告三二五)……………	二八三
児童権利宣言(一九五九年国連総会)	一〇	児童福祉法第二十一条の九第五十六条の八第一項及び第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令(平一五文科・厚労令三)	二四〇	児童福祉法施行規則第一条の三十七第二号の厚生労働大臣が定める研修(平二一厚労告二二六)	二八四
児童の権利に関する条約(平六条約一)	三	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭三三厚令六二)	二四〇	児童福祉法施行規則第六十六条の二の厚生労働大臣が定める講習会(平一七厚労告四二)	二八五
児童福祉法の概要……………	二五	里親が行う養育に関する最低基準(平一四厚労令一六)	二六八	児童福祉法施行規則第六十六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法(平二二厚労告一九八)	二八五
●児童福祉法(昭二法律一六四)	二九	福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令(平六厚令六二)	二七	●児童福祉法施行規則第六十六条の三第二項に規定する厚生労働大臣の定める修業科目目(平七厚告三一)	二八八
●児童福祉法施行令(昭三三政令七四)	二七	●療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭五一厚令三六)	二七二	●児童福祉法施行規則第六十六条の九第一号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者(昭六三厚告一六三)	二八八
●平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平二三政令二〇九(抄))……………	一六	●療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一号第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭五二厚告一四〇)	二八〇	●児童福祉法施行規則第三十六条の四第六第二項の厚生労働大臣が定める基準(平二一厚労告二二七)	二八九
		●指定療育機関医療担当規程(昭三四厚告二六〇)	二八	●児童福祉法施行規則第四十九条の第二号八の厚生労働大臣が定める組合等(平一四厚労告四四八)	二八九
		●児童福祉法第十二条の第三第三項の厚生労働大臣が定める基準(平一七厚労告四三)	二八二	●保育所保育指針(平二〇厚労告一四一)	二九〇
		●児童福祉法施行規則第一条の二十三の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平二三厚労告三七三)	二八二	●児童福祉法第十三条第二項第一号の規定による児童福祉を養成する施設の指定(昭三九厚告四八七等)	三〇五

総目次

<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基 づき厚生労働大臣が定める給付金 (平二三厚労告三七四)……………三〇五</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 共通事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 機関及び職員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童福祉施設最低基準第二十二 条の二の規定に基づき厚生労働大 臣が指定する者及び厚生労働大臣 が指定する講習会(平二三厚労告 三一七)……………三〇六</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉行政指導監査の実施につ いて(平一二児発四七一)……………三二</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村児童家庭相談援助指針につ いて(平一七雇児発〇二一四〇〇 二)……………三三五</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童福祉施設の設備及び運営に關 する基準第四十三条第一号の規定 による児童福祉施設の職員を養成 する施設の指定(昭三九厚告一五 三等)……………三〇七</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉の増進のための社会福祉 事業法等の一部を改正する等の法 律の一部の施行に伴う関係の法 局所管の福祉サービスの利用の際 の情報提供等について(平一二児 発五七八)……………三四</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童相談所運営指針(平二児発一 三三三)抄)……………三九六</li> <li>○家庭児童相談室の設置運営につ いて(昭三九厚生省発児九二)……………四〇一</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●里親が行う養育に関する最低基準 勸大臣が定める給付金(平二三厚 労告三七七)……………三〇七</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民法等の一部を改正する法律 の施行について(平二三雇児発〇 六〇三第一)……………三三六</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同(昭三九児発三六〇)……………四〇二</li> <li>○児童福祉司及び児童相談所長の任 用資格の取扱について(平一三雇 児総発三一)……………四〇四</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の自主性及び自立性を高める ための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律の一部 の施行に伴う厚生労働省関係省令 等の整備及び経過措置に関する政 令(平二三政令二八九抄)……………三〇八</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自主性及び自立性を高める ための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律の一部 の施行に伴う厚生労働省関係省令 の整備に関する省令の施行につ いて(平二三雇児発一〇二八第一) ……………三三八</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉司の任用資格要件に關 する指定施設における業務の範囲等 について(平一七雇児発〇二二五 〇〇三)……………四〇五</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の自主性及び自立性を高める ための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律附則第三 厚労令一一二)……………三〇八</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域の自主性及び自立性を高め るための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律」の 施行に伴う厚生労働省関係省令 の整備等に関する省令及び政 令の施行に関する省令…………… 三〇九</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童委員の活動要領の改正につ いて(平一六雇児発二〇八〇〇二) ……………四〇六</li> <li>○主任児童委員の選任について(平 一三厚生労働省発雇児四一四)……………四一四</li> <li>○同(平一三雇児発七六二・社援発 〇二一一五)……………四一六</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の自主性及び自立性を高める ための改革の推進を図るための関 係法律の整備に関する法律附則第 四条の規定に基づく厚生労働大臣 が指定する地域(平二三厚労告三 一四)……………三一一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童対策地域協議会設置・ 運営指針について(平一七雇児発 〇二二五〇〇一)……………四一九</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>……………四一九</li> </ul>

○保育士試験の実施について（平一五雇児発一〇一〇〇二）……………四四五

○指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平一五雇児発一〇二〇九〇〇一）……………四四六

○保育士登録の円滑な実施について（平一五雇児発一〇二〇〇〇一）……………四四四

○保育士登録の取扱いについて（平一五雇児発一〇二〇一〇〇一）……………四四九

三 福祉の保障

（療育指導）

○身体に障害のある児童に対する療育指導について（昭六二児発八五六）……………四六六

（小児慢性特定疾患）

○小児慢性特定疾患児手帳交付事業について（平六雇児発一〇三三）……………四四五

○新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平一七雇児発〇二二一〇〇一）……………四六六

（要保護児童の保護）

○里親制度の運営について（平一四雇児発〇九〇五〇〇二）……………四七四

○専門里親研修制度の運営について（平一四雇児発〇九〇五〇〇三）……………四八九

○養子制度等の運用について（平一四雇児発〇九〇五〇〇四）……………四九一

○里親の一時的な休息のための援助の実施について（平一四雇児発〇九〇五〇〇六）……………四九四

○里親支援機関事業の実施について（平二〇雇児発〇四〇一〇一一）……………四九六

○養育里親研修制度の運営について（平二〇雇児発〇三三一〇〇九）……………五〇〇

○里親委託ガイドラインについて（平二三雇児発〇三三〇第九）……………五〇二

○養子縁組あっせん事業の指導について（昭六二児発九〇二）……………五〇九

○里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて（平一〇一児家五〇）……………五二二

○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について（平一〇雇児発三三四）……………五四四

○身元保証人確保対策事業の実施について（平一九雇児発〇四二三〇〇五）……………五八

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について（平二一雇児発〇三三二〇一一）……………五二〇

○児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平二三雇児発一二八第二）……………五三三

○児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について（平二四雇児発〇三三一九第一四）……………五三五

○児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について（平九雇児発四三四）……………五三七

（児童家庭支援）

○児童環境づくり基盤整備事業の実施について（平九雇児発三九六）……………五四二

○放課後子どもプラン推進事業の実施について（平一九一八文科生五八七七・雇児発〇三三〇〇三九）……………五四三

○放課後児童クラブガイドラインについて（平一九雇児発一〇一九〇〇一）……………五五三

○乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて（平二一雇児発〇三一六〇〇一）……………五五五

○養育支援訪問事業ガイドラインについて（平二一雇児発〇三一六〇〇二）……………五六〇

総目次

<p>○ 家庭の保育事業の実施について (平二一雇児発一〇三〇第二)……………五五</p>	<p>○ 児童福祉施設最低基準の一部改正について(平一四雇児発一二二五〇〇八)……………五九二</p>	<p>○ 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて(平二一雇児福発一〇三三二〇〇二・障障発一〇三三二一〇〇三九)……………六三三</p>
<p>○ 児童福祉法等の一部を改正する法律によつて新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について(平二一雇児総発一〇三三一〇〇二・雇児保発一〇三三一〇〇四)……………五六</p>	<p>○ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について(平二三雇児発一〇六一七第七・障発一〇六一七第四)……………五九七</p>	<p>○ 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(平二四雇児発一〇四〇五第一一)……………六五四</p>
<p>○ 児童福祉法等の一部を改正する法律によつて新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業等にかかるとる取扱いについて(平二一事務連絡)……………五六三</p>	<p>○ 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(平二三雇児総発一〇九〇一第一)……………六〇五</p>	<p>(助産施設・母子生活支援施設)</p>
<p>(ひきこもり等児童福祉対策事業)</p>	<p>○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について(平二四雇児発一〇五三一第三)……………六〇八</p>	<p>○ 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律第九条による児童福祉法の施行規則等の関係政省令の一部改正について(平一二児発九六六)……………六五九</p>
<p>○ ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について(平一七雇児発一〇三二八〇〇六)……………五六六</p>	<p>○ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平一三雇児総発四〇二)……………六三二</p>	<p>○ 母子生活支援施設への入所について(昭五七児発五一四)……………六七二</p>
<p>四 児童福祉施設</p>	<p>○ 児童養護施設等におけるケア形態の小規模化の推進について(平一七雇児発一〇三三〇〇八)……………六六六</p>	<p>○ 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置運営について(平一五雇児発一〇七一〇〇四)……………六七三</p>
<p>(共通事項)</p>	<p>○ 児童養護施設等における入所者の自立支援計画について(平一七雇児福発一〇八一〇〇一)……………六九</p>	<p>○ 母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について(平一五雇児発一〇二二〇〇三)……………六七四</p>
<p>○ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について(平一七二障六一五・老発五九八・児発七〇七)……………五〇</p>	<p>○ 基幹的職員研修事業の運営について(平二一雇児発一〇三三一〇一四)……………六二二</p>	

(保育所の設置認可)

- 保育所分園の設置運営について(平一〇児発三〇二)……………六七
- 保育所の設置認可等について(平一二児発二九五)……………六四
- 小規模保育所の設置認可等について(平一六児発二九六)……………六七
- 夜間保育所の設置認可等について(平一二児発二九八)……………六八
- 夜間保育所の設置認可等の取扱いについて(平一二児保一五)……………六九
- 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平一六児発〇〇五二四〇二二・社発発〇五二四〇〇八)……………六九
- 幼稚園と保育所との関係について(昭三八文初四〇〇〇・児発一〇四六)……………六四
- 幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について(平一〇文初幼四七六・児発一三〇)……………六五
- 保育所の設置認可に係る規制緩和法人による幼稚園の設置について(平一二文初幼五二三)……………六九

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について(平一三雇児保発一〇二八第一)……………六六
- 保育所における短時間勤務の保育士の導入について(平一〇児発八五)……………六八

(保育所への入所)

- 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について(平九児発五九六(抄))……………六九
- 保育所への入所の円滑化について(平一〇児発七三)……………七一
- 同(平一〇児保三)……………七二
- 保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について(平一二児保二)……………七三
- 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(平一三雇児保一)……………七三
- 育児休業に伴う入所の取扱いについて(平一四雇児保発〇三二二〇一)……………七五

- 保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて(平一五雇児発〇三三二〇一)……………(第四章 五頁参照)
- 一歳以降の育児休業期間に係る育児休業給付(育児休業基本給付金)を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書類について(平一八雇児保発〇七〇五〇〇二)……………七五
- 育児休業期間終了時における保育所入所の弾力的取扱いについて(平一八雇児保発〇七〇五〇〇二)……………七六
- 保育所における私的契約の弾力的な受入れに係る取扱いについて(平一九雇児発〇三三〇〇三二)……………七九

- 育児休業終了予定日がが一歳に達する日後である場合における一歳以降の育児休業期間における育児休業給付金を申請する際に必要となる「保育所における保育の実施が行われない」事実を証明する書面の交付について(平二二雇児保発〇六二八第一)……………七〇
- (保育対策等促進)
- 保育対策等促進事業の実施について(平二〇雇児発〇六〇〇〇二二)……………七二
- 裁判員制度の円滑な施行に向けた保育サービス実施体制の確保について(平二〇事務連絡)……………七四〇

(その他の保育施設)

- 事業所内保育施設の指導等について(昭四六児発三三二)……………七四二
- 事業所内保育施設の指導の実施について(昭四九児発五六〇)……………七四三
- 企業委託型保育サービス事業の実施について(平三児発九四六)……………七四三
- ベビーホテル問題への積極的な取組について(平一三雇児発一七八)……………七四五
- 認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平一三雇児発一七九)……………七四七
- 認可外保育施設に対する届出制の導入について(平一四雇児保発〇七二〇〇一)……………七四〇
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書等の交付について(平一七雇児発〇二二〇〇一)……………七三二

(児童厚生施設)

- 児童館の設置運営について(平一厚生省発児一二三)……………七九八
- 同(平二児発九六七)……………八〇二

(児童養護施設)

- 児童遊園の設置運営について(平四児育八)……………八〇六
- 地域小規模児童養護施設の設置運営について(平一二児発四八九)……………八〇七
- 年長児童に対する処遇体制の強化について(平二〇雇児発〇六一二〇一四の六)……………八〇八

(児童家庭支援センター)

- 児童家庭支援センターの設置運営等について(平一〇児発三九七)……………八〇〇
- 児童家庭支援センター運営事業の取扱いについて(平一四雇児福発〇六一九〇〇一)……………八〇四

五 その他

- 児童福祉法に基づく市町村保育計画等について(平一五雇児発〇八二二〇〇八)……………八二五

- 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について(平二〇保国発一二二六〇〇一・雇児総発一二二六〇〇一)……………八二二

第二章 子育て支援

第一節 少子化社会対策

- 少子化社会対策基本法(平一五法律一三三)……………八五五
- 少子化社会対策会議令(平一五政令三八六)……………八五八
- 次世代育成支援対策推進法の概要……………八五九
- 次世代育成支援対策推進法(平一五法律一二〇)……………八六三
- 次世代育成支援対策推進法施行令(平一五政令三七二)……………八七二
- 次世代育成支援対策推進法施行規則(平一五厚労令一二二)……………八七三
- 行動計画策定指針(平二一国公委・文科・厚労・農水・経産・国交・環告一)……………八八七

<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代育成支援対策推進法の施行について(平二一基発〇〇三一六〇一・職発〇〇三一六〇〇二・雇児発〇〇三一六〇〇三)……………九三〇</li> <li>○「地域行動計画策定に当たつての留意事項」について(平一五雇児発〇八二二〇〇四)……………九五二</li> <li>○行動計画策定指針の改正に伴う地域行動計画策定に当たつての留意事項について(平二一雇児発〇四〇三〇〇一)……………九五七</li> <li>○次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主労働省雇児発〇八〇〇〇一)……………九五八</li> <li>○次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について(平二〇〇厚生労働省雇児発〇六一二〇〇一)……………九六二</li> <li>○平成二十四年度子育て支援交付金の国庫補助について(平二四厚生労働省雇児発〇七二七第七一)……………九七〇</li> <li>○平成二十四年度子育て支援交付金の交付対象事業等について(平二四雇児発〇七二七第五)……………九七三</li> </ul>	<p><b>第二節 認定こども園</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平一八法律七七)……………九八七</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平一八文科・厚生労令三)……………一〇〇〇</li> <li>●就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設設備及び運営に関する基準(平一八文科・厚生労告一)……………一〇二二</li> <li>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について(平一八〇八〇〇二)……………一〇二〇</li> <li>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の際に際しての留意事項について(平一八〇八〇〇一)……………一〇二五</li> <li>○認定こども園制度の普及促進について(平二一〇二文科初八一〇一)……………一〇四四</li> <li>●子ども・子育て支援法(平二四法律六五)……………一〇四八</li> </ul>	<p><b>第三節 児童虐待の防止等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待の防止等に関する法律(平二二法律八一)……………一〇八三</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待の防止等に関する法律施行令(平一二政令四七二)……………一〇九二</li> <li>●児童虐待の防止等に関する法律施行規則(平二〇厚労令三〇)……………一〇九二</li> </ul>	<p>(共通事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平二〇雇児発〇三二四〇〇一)……………一〇九五</li> <li>○「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(平二〇雇児発〇三二四〇〇二)……………一〇九八</li> </ul> <p>(虐待の予防・早期発見及び支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止対策支援事業の実施について(平一七雇児発〇五〇二〇〇一)……………一一〇〇</li> <li>○児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(平二〇雇児総発〇三二四〇〇一)……………一一一</li> <li>○地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(平二〇雇児総発〇三二四〇〇二)……………一一六</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平二二二雇児発〇三二四第一)……………二二二</li> <li>○ 居住者が特定できない事業における出頭要求等について(平二二二雇児総発〇八二六第一)……………二二五</li> <li>○ 児童虐待防止対策の推進について(平二三雇児総発〇七二〇第一・雇児母発〇七二七第一)……………二二六</li> <li>○ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について(平二三雇児総発〇七二七第一・雇児福発〇七二七第一・雇児母発〇七二七第一)……………二二九</li> <li>○ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について(平二三雇児総発〇七二七第一・雇児母発〇七二七第三)……………二四五</li> <li>○ 「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について(平二四雇児総発〇三〇九第一)……………二四九</li> <li>○ 医療不格レクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について(平二四雇児総発〇三〇九第二)……………二五五</li> <li>○ 児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について(平二四雇児発〇四〇五第二五)……………二六三</li> </ul>	<p style="text-align: center;">(警察との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待への対応における警察との連携(〇四一二第一)……………二六四</li> <li>○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平一一法律五二)……………二六六</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>第四節 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平一三法律三一)……………二六九</li> <li>● 売春防止法(昭三二法律一一八)……………二七六</li> <li>● 婦人相談所に関する政令(昭三二政令五六)……………二八四</li> <li>● 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平一四厚労令四九)……………二八五</li> <li>● 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条が定める給付金(平二三厚労告三七六)……………二八八</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(平二〇内閣・国公委・法務・厚労告一)……………二八九</li> <li>● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平一三厚労告二五四)……………二九九</li> <li>○ 婦人保護事業の実施要領について(依命通達)(昭三八厚生省発社三四)……………三三〇</li> <li>○ 婦人相談所設置要綱について(昭三八厚生省発社三五)……………三三六</li> <li>○ 婦人保護事業の実施に係る取扱いについて(平四社生九五)……………三三八</li> <li>○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たつての婦人相談所等の対応について(平一三医政発九六三・雇児発六四二)……………三四〇</li> <li>○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平一四雇児発〇三二九〇〇三)……………三四四</li> <li>○ 配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について(平一六雇児福発一二二八〇〇一)……………三五〇</li> <li>○ 婦人相談所が行つて一時保護の委託について(平二三雇児発〇三三一第二〇)……………三五一</li> </ul>
---	--	--



第三章 児童手当・児童扶養

手当

第一節 児童手当

児童手当法の概要……………

二〇三

●児童手当法（昭四六法律七三）……………

二〇六

●児童手当法施行令（昭四六政令二八）……………

二一八

●平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等に関する児童手当法施行令の臨時特別に関する政令（平二四政令一四九）……………

二二六

●児童手当法施行規則（昭四六厚令三三）……………

二二七

●平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項第三項及び第五項の規定により適用する児童手当の一部を改正する法律附則第十二条の規定とされた旧児童手当法並に児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（平二四政令一一四）……………

二八〇

●児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭四六政令七七）……………

二三八

●都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平二三厚労告四四六）……………

二八五

●特別会計に関する法律（平一九法律二二）抄……………

二八七

●特別会計に関する法律施行令（平一九政令二二四）抄……………

二九〇

●児童手当法の施行について（昭四六厚生省発児一一五）……………

二九二

●児童手当法等の施行について（昭四六児発四九五）……………

二九六

●戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて（平一九事務連絡）……………

二九四

●児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平二四雇児発〇三三一第一）……………

二九五

○児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について（平二四雇児発〇三三一第四）……………

二九九

第二節 児童扶養手当

児童扶養手当法の概要……………

二九六

●児童扶養手当法（昭三六法律二三八）……………

二九八

●児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平一七法律九）抄……………

二九七

●児童扶養手当法施行令（昭三六政令四〇五）……………

二九四

●児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令（平一八政令一一一）抄……………

二九二

●平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等に関する健康保険法施行令等の臨時特別に関する政令（平二三政令二四四）抄……………

二九二

●児童扶養手当法施行規則（昭三六厚令五一）……………

二九四

●既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令（平一五厚労令五二）……………

二九三

●児童扶養手当法施行令別表第二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害の状態（昭六〇厚告一一四）……………

二九六

●都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平二〇厚労告一一六）抄……………

二九六

<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務(平二〇厚労告五七五)(抄)……………一五七</li> <li>○児童扶養手当法等の施行について(昭三六児発一三五六)……………一五六</li> <li>○母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律等について(施行通知)(平一五雇児発〇三三〇二〇)……………(第四章 五九頁参照)</li> <li>○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令等の施行について(平二四雇児発〇七二七第七)……………一五三</li> <li>○児童扶養手当における公的年金の受給状況の審査について(昭四七児企三七)……………一五五</li> <li>○児童扶養手当遺棄の認定基準について(昭五五児企二五)……………一五八</li> <li>○児童扶養手当における父母の事実婚解消及び母の婚姻によらない懐胎を支給事由とする場合の留意事項について(平二二雇児福発〇七三〇第二)……………一五二</li> <li>○児童扶養手当支給要件確認のための公的年金の受給状況の把握について(平一四雇児福発〇七二三〇二)……………一五四</li> <li>○児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う事務取扱について(平一四雇児福発〇七二五〇〇二)……………一五七</li> <li>○養育費の取扱いについて(平一四雇児発〇七二六〇〇三)……………一五六</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当法施行令別表第一における障害の認定要領について(昭四九児発五五八)……………一五〇</li> <li>○児童扶養手当法施行令(別表第二)における障害の認定要領について(昭三六児発一三三四)……………一五六</li> <li>○児童福祉行政指導監査の実施について(平一二児発四七一)……………(第一章三一頁参照)</li> <li>○戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて(平一九事務連絡)……………(本章四四頁参照)</li> </ul>
<p><b>第四章 母子及び寡婦福祉</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子及び寡婦福祉法の概要……………一五三</li> <li>●母子及び寡婦福祉法(昭三九法律二二九)……………一六五</li> <li>●母子及び寡婦福祉法施行令(昭三九政令二二四)……………一六八</li> <li>●平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して金等についての母子及び寡婦福祉法施行令の臨時特例に関する政令(平二三政令一六一)……………一六七</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子及び寡婦福祉法施行規則(昭三九厚令三二)……………一六八</li> <li>●福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令(平六厚令六二)……………(第一章七三頁参照)</li> <li>●母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平二〇厚労告二四八)……………一六七</li> <li>●母子及び寡婦福祉法第十四条に規定する事業(昭三九厚告三〇二)……………一七三</li> <li>●母子及び寡婦福祉法施行令第三条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭四八厚告一七六)……………一七三</li> <li>●母子及び寡婦福祉法施行令第六条第二項第四号の厚生労働大臣が定める事業(平一五厚労告一六二)……………一七三</li> <li>●第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める給付(昭五五厚告八三)……………一七四</li> <li>●母子及び寡婦福祉法施行令第十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率(昭三九厚告三〇四)……………一七四</li> <li>●母子及び寡婦福祉法施行令第二十八号第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める時間数(平一九厚労告三〇〇)……………一七四</li> </ul>

(共通事項)

○母子福祉法の施行について(昭三九厚生省発児一六八)……………一七五

○同(昭三九児発六八三)……………一七七

○母子福祉法の一部を改正する法律等の施行について(昭五七厚生省発児八二)……………一七四

○同(昭五七児発二七九)……………一七六

○母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律等の施行について(施行通知(平一五雇児発〇三三二〇二〇))……………一七九

(母子家庭等自立支援)

○母子家庭等自立支援推進事業の実施について(平一五雇児発〇七一四〇〇二)……………一七四

(母子自立支援員)

○母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について(平一五雇児発〇六一八〇〇一)……………一七四

(母子寡婦福祉資金)

○母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行等について(施行通知(平二二雇児発〇四〇一第九))……………一七四

(母子家庭等日常生活支援事業)

○母子家庭等日常生活支援事業の実施について(平一五雇児発〇六一八〇〇三)……………一七八

○母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について(平一五雇児福発〇六一八〇〇一)……………一七〇

(保育所の優先入所等)

○保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて(平一五雇児発〇三三二〇一)……………一七五

(雇用促進)

○母子家庭の母の雇用の促進等について(平一七雇児発〇五一八〇〇二)……………一七五

○母子自立支援プログラム策定等事業の実施について(平一九雇児発〇四一七〇〇三)……………一七五

○母子家庭等就業・自立支援事業の実施について(平二〇雇児発〇七二二〇〇三)……………一七九

(母子家庭自立支援給付金)

○母子家庭自立支援給付金事業の実施について(平一五雇児発〇六三〇〇〇九)……………一七七

○母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について(平一五雇児福発〇六三〇〇〇二)……………一七四

(その他の事業)

○ひとり親家庭生活支援事業の実施について(平一五雇児発〇六一八〇〇五)……………一七六

第五章 母子保健・母体保護

第一節 母子保健

- 母子保健法の概要……………一八〇三
- 母子保健法（昭四〇法律一四一）……………一八〇五
- 母子保健法施行令（昭四〇政令三八五）……………一八二
- 母子保健法施行規則（昭四〇厚令三五）……………一八三
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭五一年令三六）（第一章三七頁参照）……………一八三
- 指定養育医療機関医療担当規程（昭四〇厚告五七三）……………一八四
- 母子保健法の施行について（昭四一年厚生省発児二二）……………一八四
- 母子保健施策の実施について（平八児発九三三）……………一八七

第二節 母体保護

- 母子健康手帳の作成及び取扱い要領について（平三児発九三二）……………一八五
- 母子保健相談指導事業の実施について（平八児発四八二）……………一八四
- 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平一七児発〇八二三〇〇一）……………一八五
- 同（平一七児発母発〇八三三〇〇一）……………一八五
- 「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について（平一六児発母発〇三三三〇〇一）……………一八六
- 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平八児発九三四）……………一八七
- 乳幼児に対する健康診査の実施について（平一〇児発二八五）……………一八七
- 妊婦健康診査の実施について（平二一児発母発〇二七〇〇一）……………一八五
- 平成二十年産妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について（平二一児発〇二二六〇〇三）……………一八七
- 未熟児養育事業の実施について（昭六二児発六六八）……………一九〇
- 母体保護法（昭三法律一五六）……………一九〇

第六章 関係法令

- 母体保護法施行令（昭二四政令一六）……………一九三
- 母体保護法施行規則（昭一七厚令三三）……………一九四
- 母体保護法の施行について（平八厚生省発児一二二）……………一九三
- 民法（明二九法律八九）抄……………一九五
- 地方自治法（昭二法律六七）抄……………一九四
- 地方自治法施行令（昭二政令一六）抄……………一九八
- 社会福祉法（昭二六法律四五）……………一九七
- 社会福祉法施行令（昭三三政令一八五）……………二〇三
- 社会福祉法施行規則（昭二六厚令二八）……………二〇七
- 民生委員法（昭二三法律一九八）……………二〇七
- 民生委員法施行令（昭三三政令一二六）……………二〇四

- 少年法（昭三法律一六八）……………二〇四
- 教育基本法（平一八法律二二〇）……………二〇五
- 学校教育法（昭二二法律一六）（抄）……………二〇五九
- 学校教育法施行令（昭一八政令三四〇）（抄）……………二〇六四
- 学校教育法施行規則（昭二二文令一一）（抄）……………二〇六九
- 幼稚園設置基準（昭三一文令三二）……………二〇七五
- 幼稚園教育要領（平二〇文科告一六）……………二〇七六
- 学校保健安全法（昭三三法律五六）（抄）……………二〇八六
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭二九法律一四四）（抄）……………二〇八九
- 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭三一法律四〇）（抄）……………二〇九〇
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平三法律七六）……………二〇九一

第七章 資料

- 子ども・子育てビジョン（平二三閣議決定）……………二二五
- 母子・寡婦福祉貸付金の概要……………二二八
- 児童福祉関係税制上の優遇措置……………二二八五